

告 示

この度、学生の本分に悖る行為があったため、学則第53条により、下記のとおり懲戒処分とする。

記

1 該 当 者

文学部英文学科 2年 1名

2 懲戒処分内容

(1) 停学 1.5 ヲ月 (2021年7月31日付)

(2) 当該科目は無効 (E評価) とする。

3 理由

春学科目の期末レポートにおいて、悪質な剽窃行為が認められたため。

以 上

2021年9月24日

法 政 大 学

告 示

この度、学生の本分に悖る行為があったため、学則第53条により、下記のとおり懲戒処分とする。

記

1 該 当 者

文学部日本文学科 3年 1名

2 懲戒処分内容

譴責

3 理由

春学期末レポートにおいて、剽窃行為に準ずる行為が認められたため。

以 上

2021年9月24日

法 政 大 学

告 示

この度、学生の本分に悖る行為があったため、学則第53条により、下記のとおり懲戒処分とする。

記

1 該 当 者

文学部日本文学科 3年 1名

2 懲戒処分内容

(1) 停学1ヵ月 (2021年7月31日付)

(2) 当該科目は無効 (E評価) とする。

3 理由

春学科目の課題レポートにおいて、悪質な剽窃行為が認められたため。

以上

2021年9月27日

法 政 大 学